

第 32 期 国際財務報告基準（IFRS）基礎講座

～連続セミナー（e ラーニング）のご案内～

主催：合同会社デロイト トーマツ

欧州連合（EU）が、2005 年に上場企業に対し国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, “IFRS”）を強制適用して以来、アジア・ヨーロッパを中心に多くの国々が IFRS を採用しています。日本においても、IFRS 任意適用が認められた 2010 年 3 月期から IFRS 任意適用企業が増加し、2025 年 9 月現在での IFRS 任意適用企業数は、適用予定会社とあわせて 300 社に至りました。

日本基準で決算を行う企業においても、企業会計基準委員会（ASBJ）から、IFRS 会計基準 第 16 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とした、我が国におけるリース取引に関する会計基準である企業会計基準第 31 号「リース取引に関する会計基準」等が公表され、2026 年 4 月 1 日以後開始事業年度から強制適用される事で、我が国におけるリース取引に関する国際的な比較可能性の確保が図られました。

また、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）は、2024 年 4 月 9 日に IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」を公表しました。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は 2027 年 1 月 1 日以後開始事業年度から IFRS 第 18 号に置き換わりますが、この点についても経営管理における IFRS の理解を深める意義はさらに高まっていると考えられます。

このように、制度化および実際の利用の両局面で、我が国における IFRS に対する知識は不可欠なものとなりつつありますが、IFRS は、各国・各業種に特有の制度・事象・取引等に関する詳細な適用指針を定めない「原則主義」の会計基準であり、実務で対応するためには、会計基準書自体を読み、「何が書かれているか」のみならず「何が書かれていないか」を知ることが重要となります。しかしながら IFRS は、日本の会計基準とは構成等が異なることから、具体的な規定についての学習を独力で進めることはなかなか難しいのが現実です。

このような状況を踏まえ、合同会社デロイト トーマツのファイナンスアドバイザー & オペレーションユニットでは、継続的に「国際財務報告基準（IFRS）基礎講座」連続セミナーを開催し、IFRS を構成する各基準の具体的な内容について、本格的な学習のスタートラインとなる基礎的な知識を 2009 年より提供しており、これまでに約 1,000 社の企業様から、約 1,900 名の方にご参加いただいています。

また、ご都合に合わせてオンラインにてご受講いただけるよう、e ラーニング講座として提供しております。解説する基準書の範囲も拡大しており、皆様方のご都合に合わせてご視聴いただけるよう利便性を高めております。

ご多用中とは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願い申し上げます。

- 対象者 IFRS 初心者で日本の会計基準について知識をお持ちの方（英語のスキルは問いません）
※同業他社の方、法人ドメイン以外のメールアドレスで申し込まれた方、参加対象でない方はお断りする場合がありますので、ご了承ください。
- 聴講可能期間 2025 年 12 月 22 日（月）～ 2026 年 4 月 17 日（金）
- 主催 合同会社デロイト トーマツ
- 受講料 1 名様につき 33,000 円（消費税込）
- 申込受付期間 2025 年 12 月 8 日（月）～ 2026 年 3 月 27 日（金）
- 申込方法 Web サイト（<https://tohmatu.smartseminar.jp/public/seminar/view/63872>）よりお申し込みください
※お申し込みは株式会社シャノンのサービスを利用しています。ご記入いただく内容は SSL 暗号化通信により内容の保護を図っております。また、e ラーニングは株式会社デジタル・ナレッジの受講環境をご利用いただくため、本サービスの利用に限り、受講に必要な最小限の情報を株式会社デジタル・ナレッジに共有いたします。
※過去にデロイト トーマツ グループ各社のセミナーにお申し込みいただいた方、または現在当グループのメールマガジンをご購読いただいている方は、ご設定済みの ID・パスワードでお申し込みいただけます。
※お申込みは 1 名様ずつのご登録が必要になります。
※お申込み後、5 営業日以内にお支払い方法や受講案内をメールでお送りいたします。

■ 講義内容

講義項目	
基本的事項	法人所得税
財務諸表の表示（IAS 第 1 号の解説に加えて、IFRS 第 18 号に基づく改訂を含む）	引当金
初度適用（更新あり）	金融商品会計（金融資産の認識、測定、減損）（更新あり）
有形固定資産	金融商品会計（金融負債の認識、測定、金融商品の認識中止、ヘッジ会計、表示）（更新あり）
無形資産	公正価値測定
売却目的保有非流動資産	従業員給付（退職後給付）
リース	従業員給付（退職後給付以外）
政府補助金	外貨換算
借入コスト	連結
投資不動産	持分法
顧客との契約から生じる収益	企業結合
棚卸資産	株式に基づく報酬
資産の減損	事業セグメント

※講演テーマは変更となる場合がございます。予めご了承ください。

■ 問い合わせ先

合同会社デロイト トーマツ セミナー事務局

email : acaifrse-learning@tohmatu.co.jp

※Web よりお申し込みができない場合は、セミナー事務局までご連絡ください。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

